

### 3. (Gno.6) 憲法裁判の基礎理論(憲法裁判研究会)

代表: 土屋 武

1982/10/29(承認)1983 年度(開始)

#### 【研究の目的】

現在の研究は、従来の研究(旧西ドイツとオーストリアについて両国の憲法裁判制度を具体的に比較検討し、その共通点と相違点を明確にし、よって憲法裁判制度の本質を究明しようと努めた)を踏まえ、憲法裁判のより基礎的かつ本質的な理解の探求、具体的に言えば、憲法裁判と民主主義の関係の問題を究明しようとするものである。